

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日に改正労働者派遣法が施行され、第23条第5項の定めにより、派遣元事業主は毎事業年度終了後、「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）」を公開することが義務付けられました。

以下に当社における情報公開項目を記載いたします。

記

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 派遣労働者の数 | 19名（2016年12月末現在） |
| 派遣先の数 | 2社 |
| 派遣料金の平均 | 38,500円（1日8時間当たりの平均） |
| 派遣労働者の賃金 | 26,894円（1日8時間当たりの平均） |
| マージン率 | 30.15% |
| 教育訓練に関する事項 | PMS教育、情報セキュリティ研修、各種技術研修等 |
| その他参考と認められる事項 （福利厚生など） | 社員一律 |

※マージン率には、法定福利費及び営業利益のほか、会社運営経費が含まれております。

以上

[本件に関するお問合せ先]
株式会社サン・プランニング・システムズ
業務管理部
TEL：03-3523-1751
E-mail：info@sunplanning.co.jp